

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(薬害肝炎救済法)が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人(厚労省発表平成29年4月末時点)が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上(企業推計、ただし1980年代以降)と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

よって、国におかれては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿

神奈川県足柄上郡中井町議会